

平成26年第2回豊頃町議会臨時会会議録

平成26年5月13日（火曜日）

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第23号	平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第24号	豊頃町税条例の一部改正
日程第5	議案第25号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員（8名）

1番	杉野好行君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	欠員
5番	津久井精一君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	藤田博規君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
総務課長	山本芳博君
企画課長	金川正次君
住民課長	柄崎明久君
福祉課長	岩城光洋君
子育て支援所長	瀬尾光男君
産業課長	和田宏樹君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
農業委員会事務局長	高倉明君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	高井伸夫君
庶務係長	木村ひとみ君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成26年第2回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番津久井精一議員及び6番大谷友則議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 議案第23号

- 小野木議長 日程第3 議案第23号 平成26年度豊頃町一般会計補正予算第1号についてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 議案第23号平成26年度豊頃町一般会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,268万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億6,884万1千円と定めるものであります。

補正の主な内容について、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に、臨時福祉給付金900万円を追加するなど、996万1千円を追加。2項児童福祉費に、子育て世帯臨時特例給付金350万円を追加するなど、397万5千円を追加。

5款農林水産業費、3項林業費において、2目林道整備費に、林道開設事業費2,875万円を追加するものであります。

次に、これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをご覧ください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金において、1目民生費国庫補助金に、臨時福祉給付金給付事業費補助金など1,393万6千円を追加。

14款道支出金、2項道補助金において、4目農林水産業費補助金に、林道専用道開設事業補助金2,875万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、13款国庫支出金。 (質疑なし)

●小野木議長 14款道支出金。 (質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

10ページ、3款民生費、1項社会福祉費。 (質疑なし)

●小野木議長 2項児童福祉費。 (質疑なし)

●小野木議長 5款農林水産業費、3項林業費

説明を受けます。説明、和田産業課長。

●和田産業課長 説明第1号を説明申し上げます。予算説明書をお開きいただきたいと思います。

説明第1号、林道開設工事の施工について、説明を申し上げます。

かねてから要望しておりました本事業につきまして、このたび、北海道において事業採択となったことから、林道開設工事を施工することとし、第5款農林水産業費に計上しております。

なお、本工事において、冬季施工を回避するため、6月中に工事を開始する必要があることから、本臨時会において補正予算を提出するものであります。

1、工事概要について。

事業施行箇所につきましては、次ページの施工位置図を参照願います。

「対図番号①」工事名、林業専用道湧洞線開設工事。工事予算額、25,000千円。工事内容開設延長1,300メートル、幅員3.5メートル。新規事業で、本年度で完了の予定であります。

2、契約の方法は、指名競争入札であります。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 5款農林水産業費、3項林業費の説明が終わりました。質問を受けます。

3番菅谷議員

●3番菅谷議員 ただいま説明をしていただきましたけれど、これは、入り口のところをみましたら、これ、大樹の土地を通らなかったら、この工事ができないのではないですか。そういうふうに見えるのですが、私の見間違いでしょうか。

●小野木議長 答弁、和田産業課長。

●和田産業課長 最初のほうが聞き取れなかったものですから、もう一度お願いします。

●3番菅谷議員 取り付け道路ですね。実際に大樹の土地を通るような格好になるんじゃないですか。豊頃町の町有林の工事なのに大樹町の土地を通して豊頃町の町有林の工事をやる形になるんじゃないですか。

●小野木議長 答弁、和田産業課長

●和田産業課長 大変失礼をいたしました。この図面をみますと、終点が大樹町の方ということで、始点は豊頃町の方から工事が開始されますので、大樹町の方から工事をするという状況ではございません。以上でよろしいでしょうか。

●小野木議長 3番菅谷議員

●3番菅谷議員 1,300メートルの終点から工事を始めるということですか。

●小野木議長 答弁、和田産業課長。

●和田産業課長 この図面の下側から工事が入って、左の方に行くということでご理解いただきたいと思えます。

●小野木議長 3番菅谷議員

●3番菅谷議員 これ、336でございますから、取り付け道路はあるでしょう。違うの。取り付け道路のところ、大樹町の町有地になるわけですね。違いますか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時15分 再開

●小野木議長 再開します。答弁、和田産業課長。

●和田産業課長 答弁申し上げます。国道からの入り口部分につきましては、若干、民有地がありまして、そこは通していただくということで、了解を得ています。なお、工事をする区間につきましては、大樹町内に入って工事をするものではございません。その手前で終わります。以上です。

●小野木議長 先に進みます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第23号を採決します。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第24号

●小野木議長 日程第4 議案第24号 豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。

柄崎住民課長。

●柄崎住民課長 議案第24号、豊頃町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正案につきましては、議案説明書第1号により、ご説明いたします。

はじめに1、改正の主旨であります。平成25年度税制改正のうち、金融所得課税の一体化、個人住民税の年金特別徴収制度の見直しに係る地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたとともに、平成26年度

税制改正において、現下の経済情勢を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け税制抜本改革を着実に実施するため、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例に所要の改正や条項、用語等の変更に伴う条例本文及び附則の規定について整備するため一部改正を行うものであります。2、といたしまして、主な改正内容であります第34条の4は、法人町民税の法人税割の税率の改正であります。改正内容は、国の地方法人税の創設に伴い、法人町民税の法人税割の税率を現行の100分の14.7から100分の12.1に引き下げるものであります。施行期日は、平成26年10月1日からであります。

第47条の2及び第47条の5は、年金特別徴収制度の見直しに伴う改正であります。改正内容は、公的年金に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の変更があった場合の取扱いについて定めたものであります。施行期日は、平成28年10月1日からであります。

第82条は、軽自動車税の税率の改正であります。改正内容は、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げ、原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車の税率を約1.5倍（最低2,000円）に引き上げ、小型特殊自動車の税率を約1.25倍に引き上げるものであります。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

附則第8条は、肉用牛の売却による町民税の課税の特例の延長であります。肉用牛売却による事業所得に係る免税措置等の適用期限を現行の平成27年度分までを3年間延長し、平成30年度分までとするものであります。施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

附則第10条の2は、公害防止施設等に係る課税標準の特例であります。

公害防止のために設置された一定の施設又は機器について、課税標準の特例措置を講ずるもので、対象施設等及び課税標準の特例割合は表に記載のとおりであります。施行期日は、平成26年4月1日からでございます。

附則第10条の3は、固定資産税の減額措置であります。

耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、その申告手続きを定めたものであります。施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の改正で、経年車重課の導入であります。

初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車について、改正後の税率の約20%の重課税率を適用するものであります。施行期日は、平成28年4月1日からとなります。

附則第17条の2は、長期譲渡所得に係る課税の特例であります。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を現行の平成26年度までを3年間延長し、平成29年度までとするものであります。施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

附則第16条の3から、附則第20条の2までの改正は、個人町民税の課税の特例の改正であります。改正内容は、特定公社債の利子所得等、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等及び条約適用配当等の金額の計算方法を定めたものです。施行期日は、平成29年1月1日からとなります。

なお、附則として、第1条には施行期日を、第2条には町民税の経過措置を、第3条には固定資産税の経過措置を、第4条から第6条には軽自動車税の経過措置を規定いたしましたので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。討論はありますか。  
(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第24号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第25号

●小野木議長 日程第5 議案第25号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎住民課長。

●柄崎住民課長 議案第25号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正案につきましては、議案説明書第2号によりご説明いたします。

1、改正の主旨であります。本案は、平成25年度税制改正のうち、金融所得課税の一体化、個人住民税の年金特別徴収制度の見直しに係る地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたとともに、平成26年度税制改正において、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減に係る地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例に所要の一部改正を行うものであります。

2、主な改正内容であります。第2条第3項、第4項及び第23条の改正は、高所得層と中所得層間の保険税負担の公平を図るため、後期高齢者支援金等課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税限度額を現行の12万円から14万円に引き上げるものであります。施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

第23条第2号及び第3号の改正は、低所得層の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものであります。

施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

附則第3項から附則第7項までの改正は、特定公社債等の利子等が新たに申告分離課税の対象とされたこと。また、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改組されたことに伴い、国民健康保険税における所得割の算定における特例について規定したものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日からとなります。

なお、附則として、第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

また、課税限度額及び軽減判定基準に係る改正案は、本年2月20日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日諮問どおり実施するよう答申されておりますことをご報告申し上げます。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を受けます。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。



●小野木議長 これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

#### ◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成26年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員